

# 自転車の交通ルールを守ろう！

Miyazaki City

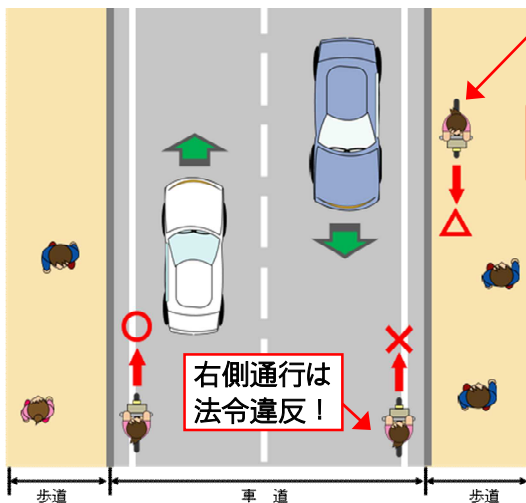
宮崎市では、自転車が“安全で快適に”通行できる空間整備を進めています。基本的な交通ルールや『自転車通行空間』の通行方法をお知らせしますので、交通ルールの遵守をお願いします！

## 自転車の基本ルール

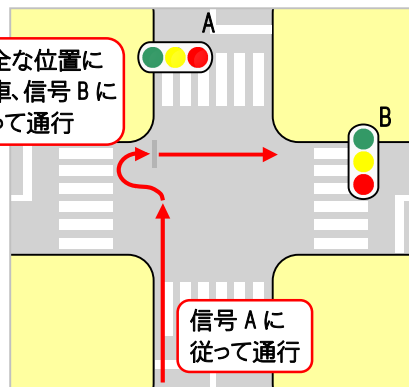
「車道は左側通行」が原則！

歩道通行の場合は  
車道寄りを徐行！

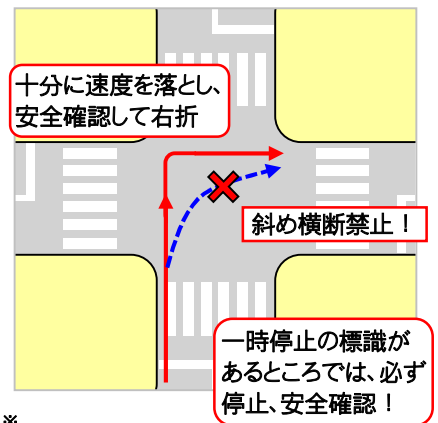
自転車は、車両の仲間です。  
車道左側通行が法令で定められています。



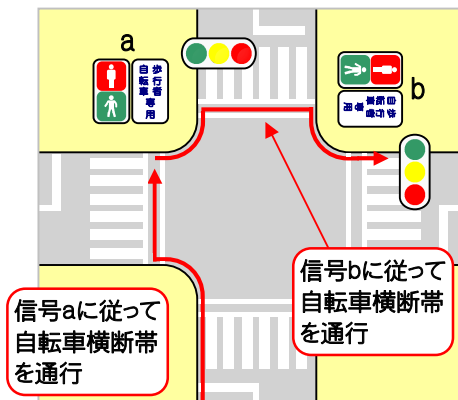
■信号交差点(自転車横断帯なし)



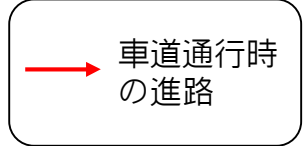
■信号のない交差点



■信号交差点(自転車横断帯あり)※



交差点の右折方法



※信号のない交差点でも自転車横断帯がある場合は同様の進路となります。

出典：宮崎市自転車活用推進計画より作成

○：通行すべき位置    ×：通行してはダメ  
△：例外として通行可能



### 例外的に歩道を通行できる場合

- 道路標識等で歩道通行が認められている場合
- 運転者が高齢者（70歳以上）、児童・幼児（13歳未満）、身体障がい者
- 車道又は交通の状況により、通行の安全を確保するため、やむを得ない場合

### 「自転車保険加入」「ヘルメットの着用」を！

宮崎県では、自転車損害賠償責任保険等へ加入しなければなりません。また、身の安全を確保するため、ヘルメットを着用しましょう！

詳しくはHPをご覧ください



※本チラシでの自転車とは、道路交通法第63条の3に規定する普通自転車のことを指します

問合せ先

■宮崎市役所 都市計画課 都市交通係 TEL 0985-21-1811

# 自転車通行空間の整備

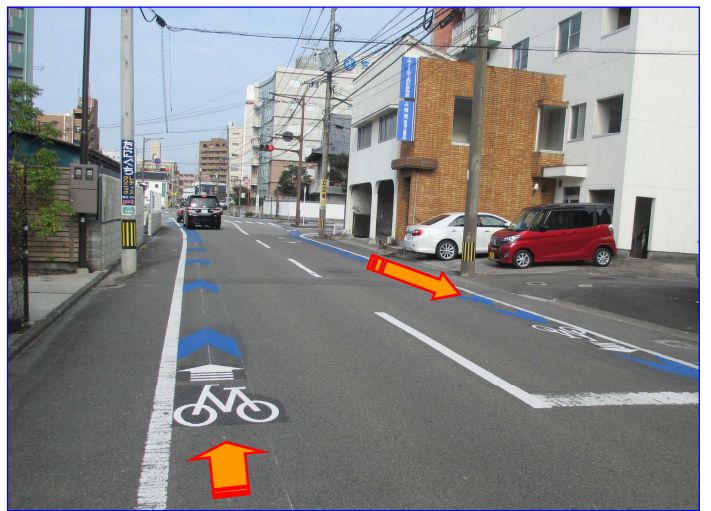
## 【自転車レーン】

自転車専用通行帯として道路交通法で定められている自転車専用の通行帯。

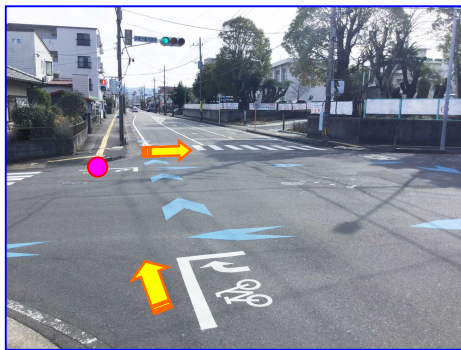


## 【車道混在：矢羽根型路面表示】

自転車が本来走るべき位置を示す矢羽根型の路面表示。クルマへの注意喚起にもなります。



## 交差点右折時は二段階右折を！



矢羽根型路面標示がある交差点は、路面標示、車両用信号に従って二段階右折するようにしましょう。

**斜め横断等の行為は、絶対に行わないようにしましょう。**



愛媛県発のドライバーマナーアップの取り組み『思いやり1.5m運動』宮崎市も取り組んでいます！車道の自転車を追い越す時は、安全な間隔、速度を心がけて下さい。

## ○なぜ「自転車通行空間」を整備するのか？

一番の目的は、『**自転車関連事故の減少**』です。宮崎市内では年間約 300 件程度(R2 調査)の自転車関連事故が起きており、その大半が「**出会い頭事故**」です。

この事故は、**自転車の運転者が交通ルールを守ることで、減らすことができます。**

本来、走るべき位置を「自転車通行空間」として整備し、自転車利用者に交通ルールを守ってもらうことで、安全で快適な自転車利用を促進したいと考えています。

**車道左側通行はクルマから確認されやすく、事故の可能性が低い。**

## 【事故発生メカニズム】

※出会い頭事故は歩道通行、右側通行に起因！



出典：宮崎市自転車活用推進計画より作成